

【素案】

忠 岡 町

国土強靭化地域計画

令和2年11月時点

忠 岡 町

目 次

第1章 国土強靭化地域計画策定の目的と位置づけ.....	1
1. 国土強靭化地域計画策定の目的.....	1
2. 国土強靭化地域計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	2
第2章 忠岡町の地域特性.....	3
1. 本町の位置及び地形等.....	3
2. 災害の歴史と被害想定.....	6
第3章 忠岡町の地域強靭化の基本目標.....	12
1. 目指すべき将来の地域の姿.....	12
2. 基本目標.....	12
3. 事前に備えるべき目標.....	13
4. 地域強靭化を進める上での基本的な方針.....	13
5. 施策の方針とPDCAサイクル.....	14
第4章 脆弱性評価.....	15
1. 起きてはならない最悪の事態.....	15
2. 脆弱性評価を踏まえた施策の取組方針.....	17

第1章 国土強靭化地域計画策定の目的と位置づけ

1. 国土強靭化地域計画策定の目的

我が国においては、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきました。

本町においても地震災害はもとより、大型台風や集中豪雨による風水害など、災害への備えが重要な課題となっています。

そのような中、国においては、近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という）」が施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成 26 年（2014 年）6 月に基本法に基づき、国土の強靭化に関する個々の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という）が策定されました。国土強靭化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築しなければなりません。

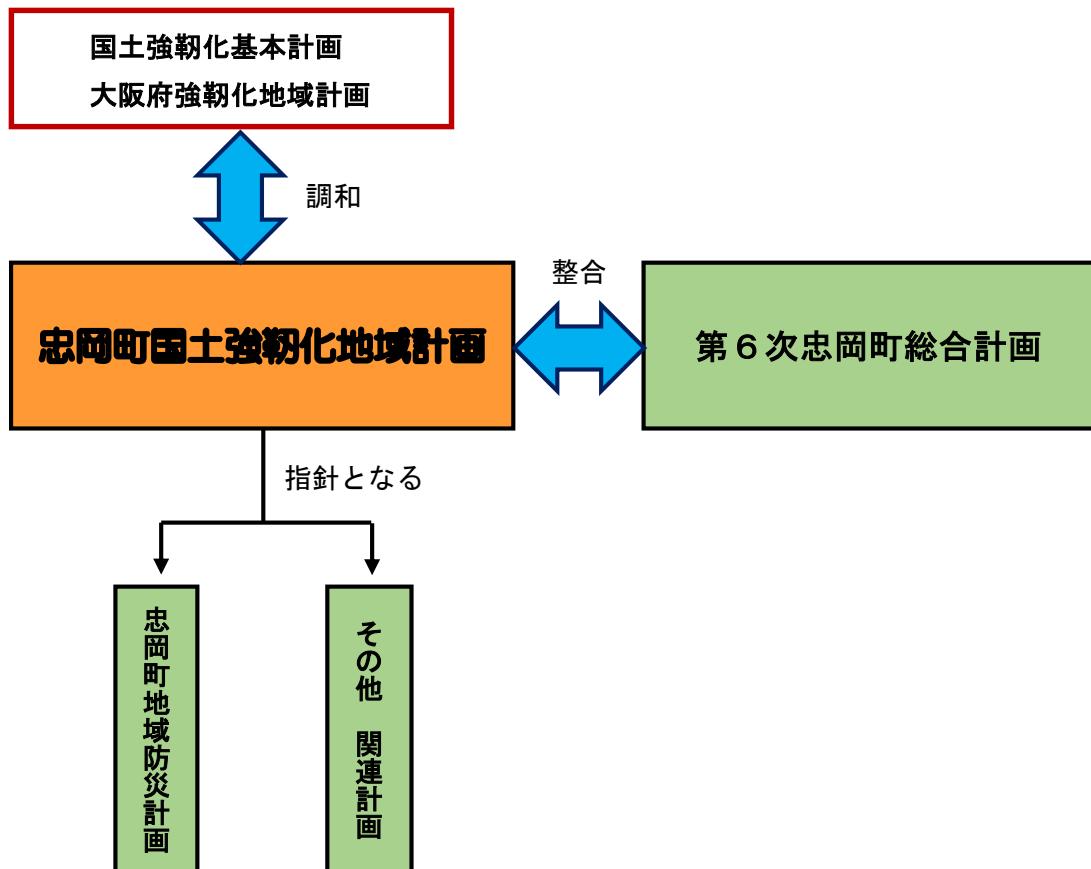
これらを踏まえ忠岡町では、今後発生すると考えられる自然災害に備え「忠岡町国土強靭化地域計画」を策定しました。

計画は、国の基本計画と大阪府強靭化地域計画と調和を図りつつ、本町の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から住民の生命、身体及び財産を守り、そして迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った忠岡町を目指すため策定しました。

2. 国土強靭化地域計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」にあたるものであり、本町における国土強靭化に関し、「忠岡町総合計画」との整合を図りながら、「忠岡町地域防災計画」をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものです。

■ 地域計画と総合計画・分野別計画との関係



3. 計画期間

計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

ただし、今後の社会経済情勢の変化や取組の進捗状況等に対応できるよう、計画期間中ににおいても必要に応じて見直しを行います。

第2章 忠岡町の地域特性

1. 本町の位置及び地形等

(1) 本町の位置

本町は大阪府の西南部、大阪湾に面する臨海平坦部に位置し、北東は大津川・牛滝川を境界に泉大津市・和泉市、南西は岸和田市に隣接しており、東西に長く、南北に短い地形で、その面積は 3.97 km²と全国の町で一番面積の小さい自治体となっています。

また、大阪の中心部からは電車で約 30 分の通勤圏に位置しています。

全域が市街化されていて、臨海部と大津川左岸は工業地として利用され、中央線以南は南海本線忠岡駅周辺とシビックセンター周辺部の商業地を中心に住宅が広がっています。

■位置



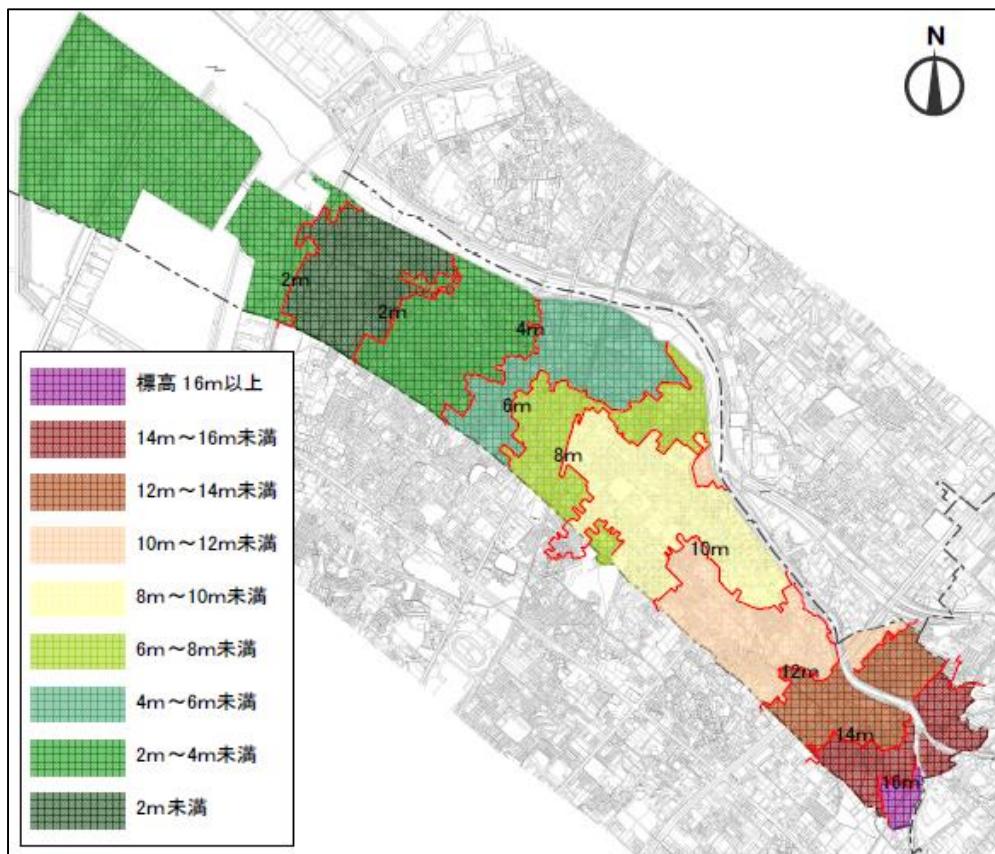
※上記【町のデータ】は、策定時の最新データを反映します。

(2) 本町の地形

本町は、南東部の低位段丘（標高約 10m より高い部分）、中央部の沖積部分（標高約 5～10m）北西部の泉州臨海低地（標高約 5m 以下）の三つの部分からなっていますが、全体的に概ね平坦な地形です。

町域で最も標高が低いのは、忠岡南（浜靈園付近）で 2m 未満、最も高いのは高月南（JR 阪和線踏切付近）で概ね 16m 程度となっています。

■ 地形

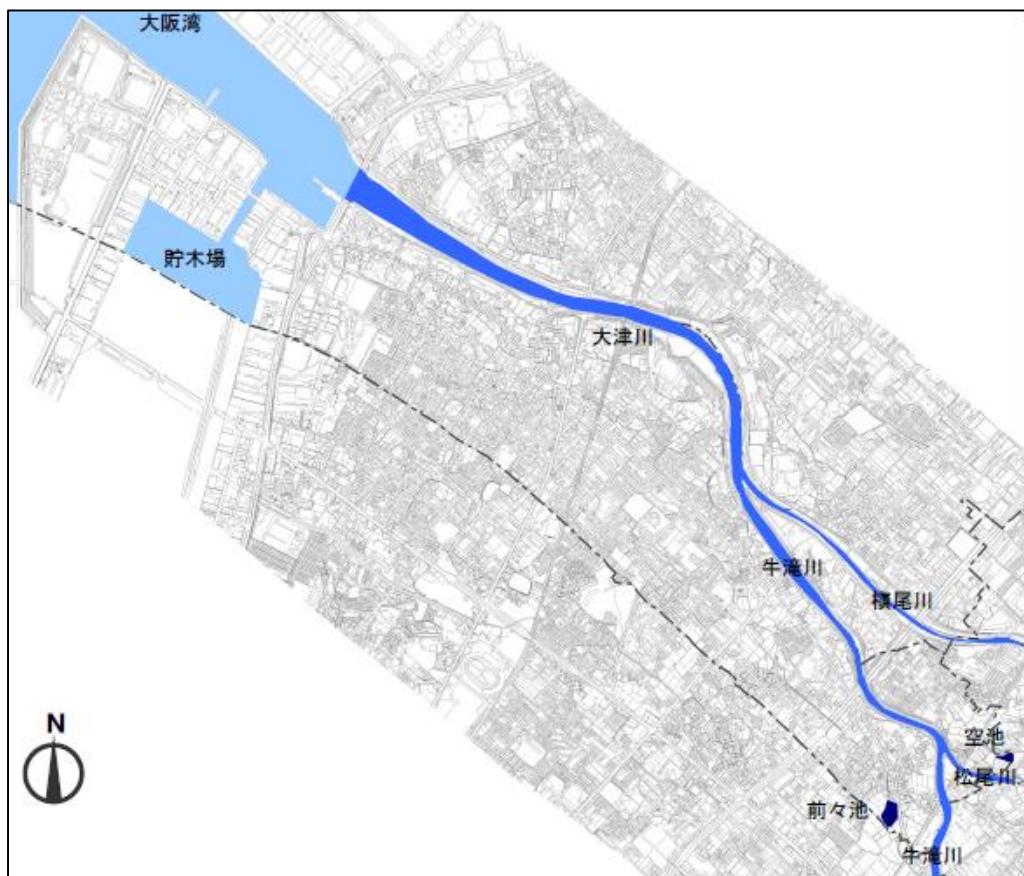


(3) 本町の水系

本町の北側の町域界でもある大津川は、町域東端の高月付近で松尾川と牛滝川が合流、さらに馬瀬地区付近で泉大津市内を流れる槇尾川と合流して大阪湾に注いでいます。

泉州地域にはため池が多く見られますが、本町では高月地区に比較的大きなため池（前々池）が存在します。

■水系



2. 災害の歴史と被害想定

(1) 泉北地域（大津川水系）の主な風水害履歴

年月日	災害名	被害の概要
昭和 25 年 9 月 3 日	ジェーン台風	大阪府下全域に被害が及び、死者 240 名、家屋被害 165,497 戸に達した。
昭和 27 年 7 月 10 日	豪雨	被害は、堺市、岸和田市を中心に発生し、大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、八尾市、泉南郡、泉北郡の 7 市 2 郡に災害救助法が適用された。死者は、41 名、浸水は 192,238 戸(大阪市、堺市等 7 市 2 郡)にのぼった。
昭和 36 年 9 月 16 日	第二室戸台風	堺市、岸和田市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町で災害救助法が適用された。死者 32 名、家屋被害 145,959 戸(大阪府下全域)を記録した。
昭和 42 年 7 月 8 日 ～12 日	豪雨	大阪府下の被害は北部に集中した。大津川水系市町では人的被害はなかったものの床上浸水 4 戸(和泉市)、床下浸水 1,271 戸(泉大津市 879 戸、和泉市 385 戸、忠岡町 7 戸)にのぼった。
昭和 47 年 7 月 10 日 ～13 日	豪雨	7 月豪雨災害による人的被害はなかったものの、大津川水系市町では床上浸水 3 戸(忠岡町)、床下浸水 312 戸(泉大津市 221 戸、和泉市 64 戸、忠岡町 27 戸)であった。
昭和 47 年 9 月 16 日 ～17 日	台風 20 号	大津川水系の関係市町では、和泉市で半壊 2 戸、一部破壊 4 戸あり、床上浸水 148 戸(泉大津市 135 戸、和泉市 1 戸、忠岡町 12 戸)、床下浸水 1071 戸(泉大津市 363 戸、和泉市 688 戸、忠岡町 20 戸)に及んだ。
昭和 57 年 8 月 1 日 ～2 日	台風 10 号及び 豪雨	大津川水系の関係市町では、和泉市で負傷者 2 名、家屋全壊 2 戸、半壊 2 戸、一部破壊 11 戸にのぼり、また、床上浸水 168 戸(泉大津市 142 戸、和泉市 16 戸、忠岡町 21 戸)、床下浸水 5,694 戸(泉大津市 1,350 戸、和泉市 600 戸、忠岡町 270 戸)にも及んだ。
平成元年 8 月 26 日 ～27 日	台風 17 号	大津川水系の各市町では人的被害、物的被害はなかった。また、河川、道路等の土木施設についても特に目立った被害はなかった。
平成元年 9 月 2 日 ～3 日	豪雨	大津川水系の市町では、人的被害はなかったものの、泉大津市では内水被害によって床下浸水 109 戸、和泉市では堤防溢水によって床下浸水 31 戸の被害があった。また、浸水面積は宅地等 113a(泉大津市 95a、和泉市 18a)であった。
平成元年 9 月 19 日 ～20 日	台風 22 号	大津川水系の市町では、人的被害はなかったものの、泉大津市では内水被害によって、泉大津市では床上浸水 1 戸、床下浸水 419 戸、和泉市では床下浸水 31 戸に及んだ。また、浸水面積は宅地等 411a(泉大津市 393a、和泉市 18a)、農地 10a(泉大津市)であった。
平成 7 年 7 月 3 日 ～4 日	豪雨	大津川水系の関係市町村では、床上浸水 11 戸(和泉市)、床下浸水 60 戸(泉大津市 11 戸、和泉市 49 戸)
平成 11 年 6 月 22 日 ～7 月 4 日	豪雨	大津川水系の関係市町村では、床下浸水 16 戸(和泉市 13 戸、岸和田市 3 戸)が発生。
平成 16 年 5 月 12 日 ～5 月 17 日	豪雨	大津川水系の関係市町村では、床上浸水 3 戸(泉大津市)、床下浸水 47 戸(泉大津市 23 戸、和泉市 24 戸)が発生。
平成 23 年 8 月 30 日 ～9 月 7 日	台風 12 号及び 豪雨	大津川水系の関係市町村では、浸水被害はなかった。
平成 29 年 10 月 22 日 ～10 月 23 日	台風 21 号	記録的な大雨により、牛滝川に河道閉塞が発生し、せき止められた牛滝川が氾濫し、府道を走行中の車数台が水没、1 名の死者が出た。 府内の人的被害は、死者 2 名、軽傷者 28 名、住家被害は、家

		屋半壊 6 件、一部損壊 129 件、床上浸水 14 件、床下浸水 53 件であった。
平成 30 年 9 月 4 日	台風 21 号	非常に強い勢力を保ったまま上陸した台風により、暴風を伴った大雨となり、関西空港で最大瞬間風速 58.1 メートル、最大風速 46.5 メートルを観測し、それぞれ年間を通じての第 1 位を更新した。 暴風雨により自動車の横転や高層ビルの破損、住家被害、電柱の折損等が多数発生した。忠岡町においても、住家被害、半壊 8 件、一部損壊 847 件に及んだ。

資料：大阪府公表資料（大阪府を襲った主な災害）・大阪府地域防災計画関連資料

(2) 大阪府における被害地震

年月日	震央地名	被害地震名
昭和 19 年 12 月 7 日	三重県南東沖	東南海地震（マグニチュード 7.9、大阪府の震度 6）
昭和 21 年 12 月 21 日	和歌山県南方沖	南海地震（マグニチュード 8.0、大阪府の震度 5）
平成 7 年 1 月 17 日	大阪湾	兵庫県南部地震（マグニチュード 7.3、大阪府の震度 7）
平成 30 年 6 月 18 日	大阪府北部	大阪府北部地震（マグニチュード 6.1、大阪府の震度 6 弱）

資料：国土交通省気象庁公表資料（過去の被害地震）

(3) 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成 25 年 12 月に改正南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）が施行され、法第 3 条の規定に基づき、平成 26 年 3 月 28 日現在、1 都 2 府 26 県 707 市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

大阪府では、本町をはじめ 33 市 8 町 1 村が推進地域に指定されています。

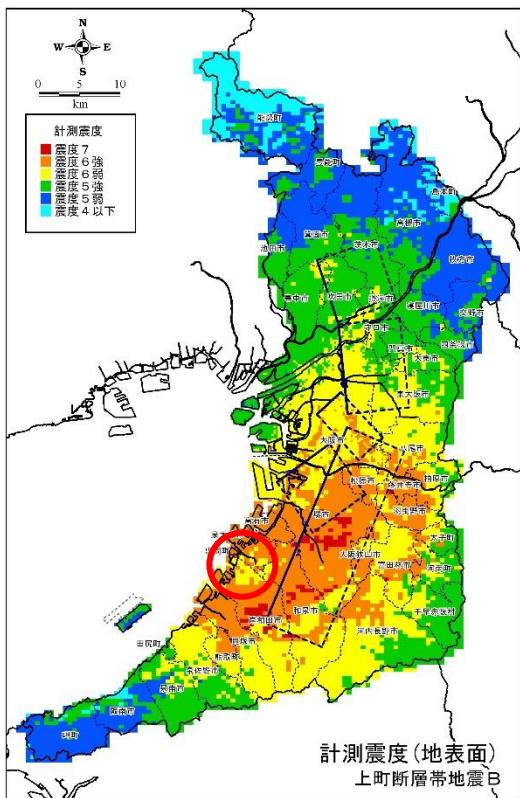
(4) 対象とする災害

本計画において対象とする災害（リスク）は、断層帯が堺市域を南北に縦断し、甚大な影響を及ぼすことが懸念される上町断層帯地震と、津波や液状化による被害の大きい南海トラフ巨大地震 の 2 つの地震と、近年増加傾向にある異常気象や局地豪雨などを踏まえ、大規模自然災害（地震・津波、風水害（台風・豪雨・高潮等））を対象とします。

■ 推定震度分布

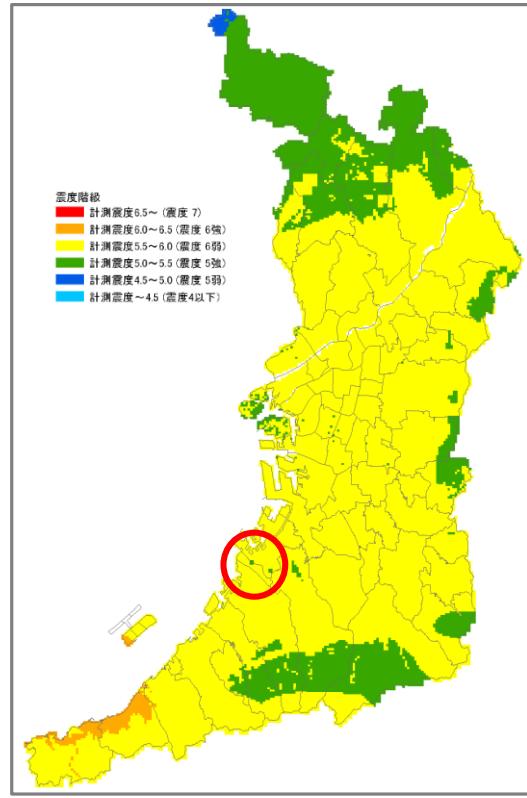
2つの想定地震における推定震度分布は、上町断層帯地震では、全域にかけ、震度6弱から6強など極めて強い揺れに見舞われ、南海トラフ巨大地震では、ほぼ全域で震度6弱の震度想定となっています。

上町断層帯地震



資料：大阪府自然災害総合防災対策検討会議報告書

南海トラフ巨大地震

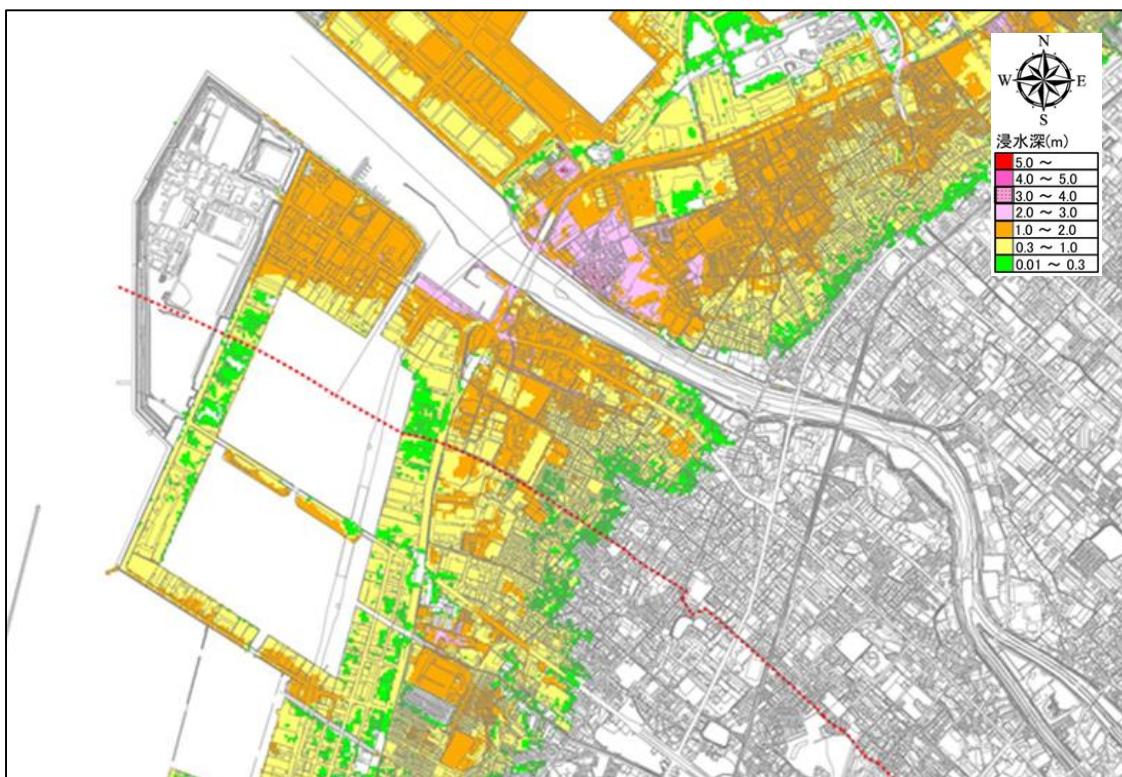


資料：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府防災会議内）

■ 津波浸水想定区域

南海トラフ巨大地震が発生すると、最大津波水位 T.P+4.3m、浸水面積 97ha、津波最短到達時間は、94分と想定されております。

南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域図



資料：大阪府津波浸水想定詳細図

■ 上町断層帯地震による本町の被害想定

本町における地震被害の想定結果

(前提条件：冬の夕刻、平日午後6時、晴れ、平均風速2.4m)

想定地震		上町断層帯地震
想定項目	地震の規模	マグニチュード(M) 7.5~7.8
	計測震度	6弱~6強
建物全半壊棟数		全壊 995棟 半壊 1,190棟
出火件数		1件
ライフライン	停電	1,262戸
	ガス供給停止	6戸
	断水	87.9%
	固定電話不通	2,876回線
死傷者数		死者 8名 負傷者 329名
罹災者数		6,534人
避難所生活者数		1,895人

資料：大阪府自然災害総合防災対策検討会議報告書

■ 南海トラフ巨大地震による本町の被害想定

本町における地震被害の想定結果

想定地震		南海トラフ巨大地震						
想定項目	地震の規模	マグニチュード(M) 9.0~9.1						
	計測震度	5強~6弱						
時間経過		被災直後	1日後	4日後	7日後	1カ月後		
ライフライン不通割合	上水道	100%	39.6%	37.3%	34.8%	10.6%		
	下水道	3.9%	3.9%	2.7%	1.6%	0.0%		
	電力	60.5%	26.8%	0.0%	0.0%	0.0%		
	都市ガス	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
	固定電話	100%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%		
	携帯電話	100%	63.8%	30.4%	3.7%	3.7%		
避難者数(罹災者)		5,102人		2,171人		2,321人		
うち避難所生活者		3,397人		1,478人		695人		
帰宅困難者		1,263人	—					
EV内閉じ込め		17台	—					
道路被害箇所		7箇所	—					
物資	飲料水	116,860ℓ	78,909ℓ		—			
	食料	55,099食	31,263食		—			
	毛布	1,332枚			—			
転院患者		0人						

医療	医療対応不足数	400人
廃棄物	災害廃棄物	1.2万t
	津波堆積物	3.4~5.4万t
建物	揺れ原因	全壊9棟 半壊235棟
	液状化被害	全壊41棟 半壊115棟
	津波被害	全壊59棟 半壊1,118棟
	急傾斜地崩壊	全壊0棟 半壊0棟
	火災被害	全壊0棟
転倒	ブロック塀等	169件
	自動販売機	98件
屋外落下物		6棟
人的被害	建物倒壊による	死者0人 負傷者34人
	津波による	死者556人 負傷者347人
	堤防沈下による	死者0人 負傷者0人
	急傾斜地崩壊による	死者0人 負傷者0人
	火災による	死者0人 負傷者0人
	ブロック塀転倒による	死者0人 負傷者2人
	自動販売機転倒による	死者0人 負傷者0人
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による	死者0人 負傷者18人
津波による要救助者	731人	冬18時

資料：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府防災会議内）

第3章 忠岡町の地域強靭化の基本目標

1. 目指すべき将来の地域の姿

大阪都心部まで約30分という通勤、通学圏にある中、工場跡地や田畠がまとまった住宅地や店舗等に変わり、かつての中小繊維工業の町から通勤・通学都市に変貌しています。

そのような中においても、住民にとって、将来に明るい希望を持つことができる持続可能なまちづくりを行うため、ニーズの高い分野への施策展開によるサービス提供の観点だけではなく、施策の選択と集中により、きめ細やかなサービスによる満足度を高めていくために、住民との協働によるまちづくりを推進していきます。

『日本一小さなまちだからできる』、『日本一小さなまちにしかできない』ということを踏まえ「日本一小さなまち」であることを最大限に活かしつつ、まちのあらゆる分野を皆でつくるということを基本として、住民が将来に向かって夢や希望を抱くことができるまちになることが、本町の将来像であると考えます。

この将来像を実現するにあたっては、大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮等）〕の発生に備え、地域の強靭化に対する取組を進めていく必要があります。

2. 基本目標

国の基本計画を踏まえ、以下の4つを基本目標とします。

I 人命の保護が最大限図られる

II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

III 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

IV 迅速な復旧復興

3. 事前に備えるべき目標

国の基本計画を踏まえ、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める とともに、早期復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

4. 地域強靭化を進める上での基本的な方針

先に掲げた4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を達成し、本町の安全・安心を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら地域強靭化に取組みます。

(1) 地域強靭化の取組姿勢

- i 本町の強靭化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- ii 時間管理概念を持ち、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等の「ハード対策」と防災避難訓練等の「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法を検討する。
- ii 非常に防災・減災等の効果を發揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や都市基盤施設をはじめ、多くの公共施設等の老朽化等を踏まえるとともに、町財政の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- i 住民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、町、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できる環境整備に努める。

(5) 広域連携の推進

- i 関西広域連合、大阪府、政令指定都市、周辺市町との広域連携強化を進める。

5. 施策の方針とPDCAサイクル

限られた資源で効率的・効果的に強靭化の取組を進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要があります。本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標、事前に備えるべき目標及び前項の特に配慮すべき事項を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていきます。

個別の施策については、基本的にはそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、定期的にそれらの進捗状況を集約し進捗管理を行っていきます。

なお、強靭化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとします。

第4章 脆弱性評価

1. 起きてはならない最悪の事態

起きてはならない最悪の事態として、国の基本計画で設定されている 45 の事態から本町の地域特性を踏まえて以下の 8 つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして 29 の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ		1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給・エネルギー供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-6	想定を超える大量の帰宅困難者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による役場機能の大幅な低下	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	

		5-2	産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災による多数の死傷者の発生
		7-2	沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	農地等の荒廃による被害の拡大
		7-4	ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

2. 脆弱性評価を踏まえた施策の取組方針

脆弱性評価を実施し、起きてはならない最悪の事態別の取組方針は次のとおりとします。

(基本目標)

1 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態)

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生

(取組方針)

①町有建築物の耐震化【施設担当課】

- ・地震発生時に、町有建築物の被害を軽減し、住民・利用者の安全と業務の継続性を確保するため、町有建築物の改修、非構造部材の耐震化、その他耐震化対策を進める必要がある。

②民間住宅・建築物の耐震化の促進及びブロック塀等の撤去の促進【建設課・自治政策課】

- ・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、耐震補助事業を広く周知するなど、耐震化促進に努めるとともに、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去を促進する必要がある。

③家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発【自治政策課・高齢介護課】

- ・地震発時の安全対策として、家具等の転倒防止対策の普及啓発を行う必要がある。

④空き家対策の促進【建設課・消防本部・生活環境課】

- ・災害時の被害を軽減するため、空き家の所有者に適正な管理が行えるよう啓発を行う必要がある。

⑤常備消防力（消火・救急・救助）等の向上【消防本部】

- ・消防吏員、救急救命士の計画的な養成等により救急、救助体制の充実を図る必要がある。

⑥消防団資器材の充実及び活動強化【消防本部】

- ・消防団の資器材の充実や、団員の研修・訓練による資質向上を推進する必要がある。

⑦地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【自治政策課・消防本部】

- ・各地区自主防災組織における、定期的な防災訓練の実施を促すとともに、防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習会等を実施する必要がある。

⑧避難行動要支援者の支援体制整備【自治政策課・高齢介護課・地域福祉課】

- ・避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備などの対策を講じる必要がある。

⑨被災民間住宅・宅地の危険度判定体制の整備【建設課・税務課・自治政策課】

- ・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次災害を防止するため、判定体制の充実を図る必要がある。

⑩建築物の不燃化の促進【建設課】

- ・地震発生時に大火の危険性がある市街地への準防火地域の指定による規制誘導に努める必要がある。

⑪東忠岡幼稚園、東忠岡保育所の耐震化【教育みらい課】

- ・東忠岡幼稚園、東忠岡保育所ともに建築後40年以上が経過し、耐震不足であるため、安全で安心して利用できるよう、耐震化を進める必要がある。

⑫町営住宅の耐震化及び適正管理【建設課】

- ・地震発生時に、住宅の被害を軽減し、入居者の安全を確保するため、耐震化及び適正管理に取組む必要がある。

⑬町内集会所の耐震化及び長寿命化【自治政策課】

- ・地震発生時に、建物の被害を軽減し、利用者の安全を確保するため、耐震化及び長寿命化に取組む必要がある。

⑭防災空間の整備【建設課・健康こども課・生涯学習課】

- ・災害時における避難場所や救援活動の拠点となる公園に、マンホールトイレを設置するなど、防災機能の充実を図る必要がある。

(起きてはならない最悪の事態)

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(取組方針)

①防潮堤の津波浸水対策【自治政策課・建設課】

	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の液状化対策について、取組む必要がある。 <p>②水門等の点検、整備の推進【消防本部・自治政策課・建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤門扉（水門、陸閘等）の点検・整備を行う必要がある。 ・地震発生時における津波の到達に対する現場操作員の安全を確保するための操作、避難ルールの検証を行う必要がある。 <p>③的確な避難勧告等の判断・伝達【自治政策課・人権広報課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等に関する情報が的確に住民等へと伝わるよう、防災情報サービスの充実に努める必要がある。 <p>④防災ガイドマップの改訂・活用【自治政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ガイドマップを国改訂等を踏まえ、改訂する必要がある。 ・外国人のための多言語防災マップの作成を検討する必要がある。 <p>⑤地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【自治政策課】（内容は1－1⑦に記載）</p>
	<p>(起きてはならない最悪の事態)</p> <p>1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p> <p>(取組方針)</p> <p>①下水道（雨水）施設の長寿命化及び雨水管整備の推進【下水道課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水ポンプ場の長寿命化対策及び耐水化対策を含む耐津波対策を進める必要がある。 ・未整備地域の雨水管整備を実施する必要がある。 <p>②河川の氾濫等による水害予防対策の促進【建設課・自治政策課・下水道課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津川、牛滝川、槇尾川の氾濫等による水害予防対策を促進する必要がある。 ・大津川、牛滝川の増水による逆流防止対策を実施する必要がある。 <p>③ため池の防災・減災対策の推進【産業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の決壊等による浸水被害を防止するため、本町のため池である「前々池」の防災、減災対策を推進する必要がある。

(基本目標)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(起きてはならない最悪の事態)

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給・エネルギー供給の長期停止

(取組方針)

①広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】

- ・広域緊急交通路の整備を推進する必要がある。
- ・地域緊急交通路の整備を行う必要がある。

②迅速な道路啓開の実施【建設課】

- ・災害発生時の迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や民間事業者との協力体制の確立を図る必要がある。

③医薬品、医療用資器材及び医療救護人材の確保体制の整備【健康こども課】

- ・災害発生時の医薬品等及び医療救護人材の早期確保のため、各医師会との協定の締結に努める必要がある。

④食料や燃料等の備蓄及び集配体制の充実【自治政策課】

- ・災害発生後3日分の非常用食料の備蓄を啓発するとともに、備蓄品の充実を図る必要がある。

⑤物資支援に係る協定の充実【自治政策課】

- ・物資支援に係る協定の拡充を図る必要がある。

⑥水道の早期復旧及び飲料水の確保【自治政策課】

- ・大阪広域水道企業団と連携を図り、水道の早期復旧及び飲料水の確保に努める必要がある。

⑦生活用水等の確保【自治政策課】

- ・生活用水の確保を図るため、家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害協力井戸としての登録をしてもらうよう、啓発を進める必要がある。

(起きてはならない最悪の事態)

2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(取組方針)

**①大規模災害時における自衛隊、警察、消防等の連携強化による受援力の向上
【自治政策課・消防本部】**

- ・警察、消防等の支援部隊が支援活動を円滑に行えるよう、支援活動拠点となる候補地の選定が必要である。
- ・警察、消防等との合同訓練が実施できるよう努める必要がある。
- ・大規模災害時における支援活動に要するヘリコプターの誤着陸を防止するための対策を講じる必要がある。

②常備消防力（消火・救急・救助）等の向上【消防本部】（内容は1－1⑤に記載）

③消防団資器材の充実及び活動強化【消防本部】（内容は1－1⑥に記載）

**④地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【自治政策課・消防本部】
(内容は1－1⑦に記載)**

(起きてはならない最悪の事態)

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(取組方針)

**①医薬品、医療用資器材及び医療救護人材の確保体制の整備【健康こども課】
(内容は2－1③に記載)**

②広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】（内容は2－1①に記載）

③迅速な道路啓開の実施【建設課】（内容は2－1②に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(取組方針)

①被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施【健康こども課・自治政策課】

- ・被災地域の防疫活動ができるような体制づくり及び関連資器材の充実に努める必要がある。

②避難所における疾病予防及び感染症予防【健康こども課・自治政策課】

- ・避難所における疫病・感染症の発生・まん延の防止に努める必要がある。

③下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進【下水道課】

	<ul style="list-style-type: none"> ・未普及地域の下水管整備を実施する必要がある。 ・災害発生時においても、公衆衛生の保全及びトイレの使用環境の確保ができるよう、既設下水管の老朽化対策を図る必要がある。 <p>④生活ごみの適正処理【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の、生活ごみの処理が適正に行われるよう他市町及び関係機関との連携体制の充実を図る必要がある。 <p>⑤ご遺体の適切処置【住民課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行われるよう、他市町等との連携を図る必要がある。
	<p>(起きてはならない最悪の事態)</p> <p>2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p> <p>(取組方針)</p> <p>①避難所の確保と運営体制の充実【自治政策課・健康こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の良好な生活環境を確保した避難所運営体制の整備を図る必要がある。 <p>②福祉避難所の確保【自治政策課・高齢介護課・地域福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所指定事業者との連携強化により受け入れ体制の整備を図る必要がある。 <p>③被災者の巡回健康相談等体制の充実【健康こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等などにおける巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する必要がある。 <p>④災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の受け入れ体制の充実【高齢介護課・地域福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に、被災した住民の福祉ニーズに対応できるよう、受け入れ調整等を行うための体制整備が必要である。 <p>⑤災害ボランティアの充実【地域福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援等に活躍いただけるボランティアの事前登録の充実を図る必要がある。

⑥小中学校トイレの安全衛生対策の推進【教育みらい課】

- ・避難所になる小中学校のトイレについて、災害時等に避難者が安全で衛生的な利用を図るため、洋式化や多目的トイレの設置を計画的に推進する必要がある。

⑦小中学校体育館の避難所としての機能整備の推進【教育みらい課】

- ・避難所になる、小中学校体育館について、避難所としての環境改善を図るために、空調設備の設置を検討する必要がある。

⑧愛玩動物の収容対策の検討【生活環境課・自治政策課】

- ・避難所におけるペットの取扱いについての検討が必要である。

⑨応急仮設住宅の早期供給体制の整備【自治政策課・建設課】

- ・応急仮設住宅の建設候補地を選定するとともに、住宅の応急確保として、借上型仮設住宅（みなし仮設）の借上げを検討する必要がある。

(起きてはならない最悪の事態)

2-6 想定を超える大量の帰宅困難者の発生

(取組方針)

①帰宅困難者対策の推進【自治政策課・産業振興課】

- ・企業の従業員等の安全確保を図るとともに、一斉帰宅による混乱を回避するため、「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」（大阪府）の周知を図るとともに、帰宅困難者対策マニュアルの作成の啓発を行う必要がある。

(基本目標)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態)

3-1 被災による役場機能の大幅な低下

(取組方針)

①町役場等の防災中枢施設整備の推進【総務課・施設担当課】

- ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する必要がある。

②災害時の職員初動対策の向上【自治政策課】

- ・災害時の職員初動対策の向上を図り、危機管理体制の強化に努める必要がある。

③防災情報の収集・伝達【自治政策課・人権広報課】

- ・災害に対する各種通信機器や通信手段の充実を図る必要がある。

④メディアとの連携強化等による伝達手段の多重化・多様化【自治政策課・人権広報課】

- ・災害発生時に、防災情報を住民に正確に伝えられるようメディアとの連携体制の充実強化を図る必要がある。

⑤業務継続計画及び復興計画の策定【全課】

- ・「忠岡町業務継続計画」について、災害に関する最新知見などを踏まえ適宜見直しを行う必要がある。
- ・大阪府が作成する被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するための復興計画策定マニュアルなどを踏まえ、今後、復興計画策定に向けた検討を進める必要がある。

(基本目標)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(起きてはならない最悪の事態)

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(取組方針)

- ①町役場等の防災中枢施設整備の推進【総務課・施設担当課】(内容は3－1①に記載)

- ②防災情報の収集・伝達【自治政策課・人権広報課】(内容は3－1③に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(取組方針)

- ①メディアとの連携強化等による伝達手段の多重化・多様化【自治政策課・人権広報課】(内容は3－1④に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(取組方針)

- ①住民の防災意識の向上【自治政策課】

- ・住民の防災意識の向上を図るため、防災知識の普及と意識啓発が必要である。

- ②学校における児童生徒等の防災意識の向上【学校教育課】

- ・児童、生徒等の防災意識の向上を図るため、防災知識の普及と意識啓発が必要である。

- ③地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【自治政策課・消防本部】

(内容は1－1⑦に記載)

- ④避難行動要支援者の支援体制整備【自治政策課・高齢介護課・地域福祉課】

(内容は1－1⑧に記載)

- ⑤的確な避難勧告等の判断・伝達【自治政策課・人権広報課】(内容は1－2③に記載)

(基本目標)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態)

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(取組方針)

①町内企業における事業継続計画（BCP）等の作成【産業振興課・自治政策課】

- ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう周知する必要がある。

②広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】(内容は2－1①に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

5-2 産業施設の損壊、火災、爆発等

(取組方針)

①産業施設の防災対策【消防本部・産業振興課・自治政策課】

- ・町内事業者における、各種対策の実施を促進する必要がある。

(起きてはならない最悪の事態)

5-3 食料等の安定供給の停滞

(取組方針)

①広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】(内容は2－1①に記載)

②食料や燃料等の備蓄及び集配体制の充実【自治政策課】(内容は2－1④に記載)

③物資支援に係る協定の充実【自治政策課】(内容は2－1⑤に記載)

④水道の早期復旧及び飲料水の確保【自治政策課】(内容は2－1⑥に記載)

(基本目標)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる

(起きてはならない最悪の事態)

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(取組方針)

①ライフラインの確保等【自治政策課】

- ・災害時のライフラインの確保を図るため、関係事業者等との連携強化に努める必要がある。

(起きてはならない最悪の事態)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(取組方針)

①水道の早期復旧及び飲料水の確保【自治政策課】(内容は2－1⑥に記載)

②生活用水の確保【自治政策課】(内容は2－1⑦に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(取組方針)

①下水道(汚水)施設の整備及び老朽化対策の推進【下水道課】(内容は2－4③に記載)

②し尿及び浄化槽汚泥の適正処理【生活環境課・自治政策課】

- ・町域におけるし尿等が適正に処理できるよう関係市町等との連携体制の充実を図る必要がある。
- ・避難所における簡易トイレ等の備蓄に努める必要がある。

③生活ごみの適正処理【生活環境課】(内容は2－4④に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(取組方針)

①広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】(内容は2－1①に記載)

②迅速な道路啓開の実施【建設課】(内容は2－1②に記載)

(基本目標)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態)

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災による多数の死傷者の発生

(取組方針)

- ①常備消防力（消火・救急・救助）等の向上【消防本部】（内容は1－1⑤に記載）
- ②消防団の資器材の充実及び活動強化【消防本部】（内容は1－1⑥に記載）
- ③建築物の不燃化の促進【建設課】（内容は1－1⑩に記載）
- ④民間住宅・建築物の耐震化の促進及びブロック塀等の撤去の促進【建設課・自治政策課】（内容は1－1②に記載）
- ⑤空き家対策の推進【建設課・消防本部・生活環境課】（内容は1－1④に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

7-2 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

(取組方針)

- ①広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】（内容は2－1①に記載）
- ②迅速な道路啓開の実施【建設課】（内容は2－1②に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

7-3 農地等の荒廃による被害の拡大

(取組方針)

- ①鳥獣被害防止対策の推進【産業振興課】
 - ・鳥獣被害による耕作放棄地の発生などを防ぐための対策を推進する必要がある。

(起きてはならない最悪の事態)

7-4 ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生

(取組方針)

- ①ため池の防災・減災対策の推進【産業振興課】（内容は1－3③に記載）

(基本目標)

8 社会・経済が迅速にかつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態)

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(取組方針)

①災害廃棄物の適正処理【生活環境課】

- ・災害廃棄物の処理方法等について具体的に定めた計画を策定する必要がある。

②一般廃棄物処理業者等との協定【生活環境課】

- ・一般廃棄物処理業者等と災害廃棄物の収集・運搬等について定めた、協定の締結に努める必要がある。

(起きてはならない最悪の事態)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(取組方針)

①被災民間住宅・宅地の危険度判定体制の整備【建設課・税務課・自治政策課】

(内容は 1－1 ⑨に記載)

②業務継続計画及び復興計画の策定【全課】(内容は 3－1 ⑤に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(取組方針)

①地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【自治政策課・消防本部】

(内容は 1－1 ⑦に記載)

②地域の安全確保【自治政策課・人権広報課】

- ・地域の見回り活動を行う必要がある。
- ・災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等を地域に提供を行い、地域の安全を確保する必要がある。

(起きてはならない最悪の事態)

8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(取組方針)

①広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】(内容は 2－1 ①に記載)

②迅速な道路啓開の実施【建設課】(内容は 2－1 ②に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

8-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(取組方針)

①正しい情報発信【自治政策課・人権広報課】

- ・災害発生後に、風評被害が拡散しないよう、正確な情報を発信することができるような体制を講じる必要がある。